

保育所等の保育料について(2号・3号認定用)

保育所(園)・小規模保育事業所・認定こども園等を2号認定・3号認定を受けて利用される方用の案内です。

柏原市保育所等保育料徴収基準額表(平成30年9月現在)

※この表の金額はクラス年齢ごと(4月1日現在の年齢)の1月あたりの保育料です。

※保育料は、見直しのため改定する場合がありますのでご了承ください。

階層	定義	3歳未満		3歳		4歳以上		5歳児(H30.9月～)		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	
2A	市町村民税非課税世帯(軽減措置)	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	市町村民税非課税世帯	900	900	600	600	600	600	300	300	
3A	市町村民税所得割非課税世帯(軽減措置)	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	市町村民税所得割非課税世帯	8,000	7,900	5,400	5,300	5,400	5,300	2,700	2,650	
4A	市町村民税所得割額	48,600円未満(軽減措置)	5,550	5,450	4,250	4,200	4,250	4,200	2,125	2,100
4		48,600円未満	11,100	10,900	8,500	8,400	8,500	8,400	4,250	4,200
5A		63,000円未満(軽減措置)	7,500	7,350	6,000	6,000	6,000	6,000	3,000	3,000
5		63,000円未満	15,000	14,700	12,400	12,200	12,400	12,200	6,200	6,100
6A		77,101円未満(軽減措置)	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000	3,000	3,000
6		77,101円未満	22,000	21,600	21,500	21,100	21,500	21,100	10,750	10,550
7		80,100円未満	22,000	21,600	21,500	21,100	21,500	21,100	10,750	10,550
8		120,000円未満	25,900	25,500	23,300	22,900	23,200	22,800	11,600	11,400
9		151,000円未満	36,000	35,400	27,600	27,100	23,200	22,800	11,600	11,400
10		180,000円未満	44,500	43,800	27,600	27,100	23,200	22,800	11,600	11,400
11		220,000円未満	49,100	48,300	27,600	27,100	23,200	22,800	11,600	11,400
12		250,000円未満	56,800	55,900	27,600	27,100	24,000	23,600	12,000	11,800
13		280,000円未満	58,000	57,000	28,600	28,100	24,600	24,200	12,300	12,100
14		301,000円未満	59,000	58,000	29,600	29,100	26,000	25,600	13,000	12,800
15		397,000円未満	60,000	59,000	29,600	29,100	26,000	25,600	13,000	12,800
16		397,000円以上	62,000	61,000	30,000	29,500	27,000	26,500	13,500	13,250
備考	第2～6階層には次の(1)～(3)に該当する場合、保育料の軽減措置があります(2A～6A)。また、第2子以降は無料となります。 (1)ひとり親世帯等(同居者がいる場合を除く) (2)在宅障がい児(者)のいる世帯 (3)申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる場合									

≪保育料はだれが決めるの?≫

柏原市に在住する児童の保育料は柏原市が決定します。(柏原市以外にある施設を利用する場合も含む)

≪保育料はどこにいつ支払うの?≫

基本的には施設が保育料を徴収します。納期限は各施設にて決定されます。

公立保育所及び認可私立保育所については柏原市が徴収します。納期限は毎月末日(12月のみ25日)になります。末日が土・日・祝日の場合はその翌日となります。必ず、口座振替による納付をお願いします。

≪保育料はどうやって決めるの?≫

4月～8月分保育料は前年度の、9月～翌年3月分保育料は当年度の父母及び家計の主宰者の市町村民税額(合算額)を保育料徴収基準額表に当てはめ、保育料を算定します。

※保育料の算定にあたっては、住宅ローン控除や寄付金控除などの税額控除を適用しません。

※未申告等で課税額不明の場合は、最高階層で仮決定をします。

≪家計の主宰者はどうやって決めるの?≫

[1]扶養義務者等と同居している場合

父母それぞれの収入額がともに103万円未満の場合は、同居(住民基本台帳上の形式上ではなく、あくまで生活実態に基づく)している者のうち、**最多収入・最多税額の者を家計の主宰者**とします。

[2]上記以外の場合

父母を家計の主宰者とします。

≪こどもが2人以上いると保育料が安くなるの?≫

就学前かつ保育所や幼稚園等に通う兄・姉が1人いる場合、保育料は半額に、2人以上いる場合は無料になります。ただし、市町村民税所得割額(父母等合算額)が57,700円未満の場合は全ての兄・姉の人数で計算をします。

「これから保育所に預けたいのですが、保育料がいくらになるか、どうやったらわかりますか？」

保育料の算定基礎となる市町村民税の所得割額については、給与から住民税が特別徴収（いわゆる天引き）されている方は毎年6月に勤務先から受け取られる「特別徴収税額の決定・変更通知書」にて確認できます。

所得 給与 所得 その他の所得計	主たる給与以外の 合算所得区分 総所得金額①	課税標準 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	[1] 市民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	[2] 府民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額(⑧-⑩-⑨,⑪) 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫) 変更月
---------------------------	------------------------------	---	---	---

※上記画像は柏原市の場合です。他市町村の場合、様式が異なります。

[1]の「所得割額⑥」及び「均等割額⑦」が市民税の金額です。

[2]の(摘要)欄に「住宅借入金等特別控除額（市町村分）」や「寄附金控除額（市町村分）」等税額控除の金額が記載されている場合は、その金額と「所得割額⑥」を足して下さい。この金額と、保育料徴収基準額表とを見比べて下さい。

住民税を納付書や口座振替でお支払いの場合(普通徴収)は6月に送付しております課税明細書にて、市民税の均等割額及び所得割額をご確認下さい。

計算例1

続柄	給与収入/公的年金収入	均等割額	所得割額+税額控除等
父	4,000,000円	3,500円	95,000円
母	600,000円	0円	0円
祖父	5,000,000円	3,500円	150,000円
子1	小2	子2	5歳
		子3	3歳

父母いずれかの収入額が103万円を超えているため、父母の税額により保育料を算定する。
 95,000円(父) + 0円(母) = 95,000円
 ⇒ 第8階層
 保育料：子2 … 11,600円 (第1子)
 子3 … 11,650円 (第2子)

計算例2

続柄	給与収入/公的年金収入	均等割額	所得割額+税額控除等
父	1,000,000円	0円	0円
母	600,000円	0円	0円
祖母	2,500,000円	3,500円	50,000円
子1	小2	子2	5歳
		子3	3歳

父母のいずれも収入額が103万円を超えていないため、祖母の税額を含めて保育料を算定する。
 0円(父) + 0円(母) + 50,000円(祖母)
 = 50,000円 ⇒ 第5階層
 保育料：子2 … 3,100円 (第2子)
 子3 … 0円 (第3子)

柏原市では、保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者の負担軽減を図っていますが、安全で充実した保育を実施していくためには、保護者から納付していただく保育料が重要な財源となります。期限内納付にご協力をお願いします。保育料を滞納すると、自宅や勤務先への電話、給与等の差押え等を受ける場合があります。

保育所等の延長保育料について

認定を受けた保育時間以外に保育を受ける場合に必要となる延長保育料は各施設で料金を設定し、各施設で徴収します。

詳細は各施設にお問い合わせください。

公立保育所における延長保育の利用時間イメージ及び料金は以下のとおりです。

	7:30	9:00	17:00	18:30	19:00
標準時間認定	要申請	原則的な利用時間	要申請	1回あたり 200円	
短時間認定	1回あたり 500円	原則的な利用時間	1回あたり 500円	1回あたり 200円	

延長保育料は通常の保育料と同様に、第2子…半額、第3子…無料となります。

なお、18：30～19：00の1月あたりの上限額は3,000円です。(第2子…半額、第3子…無料)